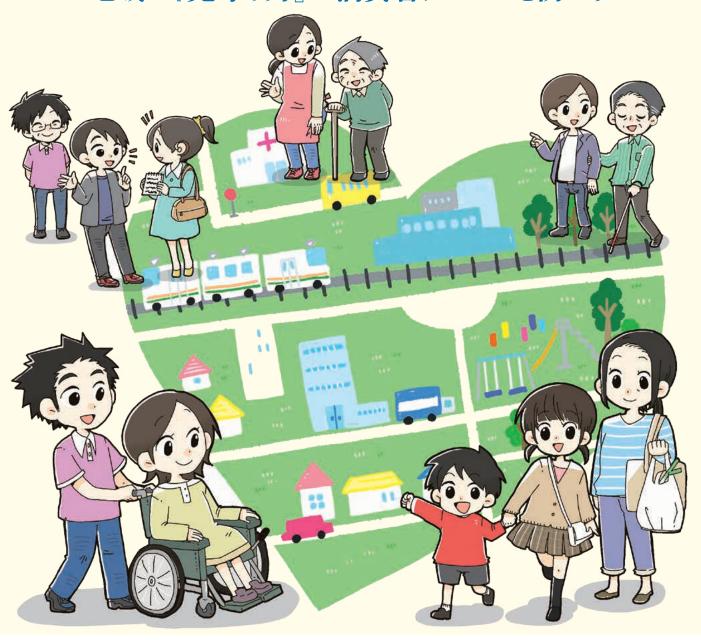
障害者の消費生活

是一种形态

地域の『見守り力』で消費者トラブルを防ごう!





川崎市消費者行政センター

障害者の見守り 基礎知識	
どうして被害にあってしまうの? 障害者の消費者トラブルの特徴	4
みんなはどんな活動をしているの? 大切なのは、周囲の「見守り力」	6
どんな様子に注意すればいい? 見守りのポイント	8
様子の変化に気づいたら… トラブル対応の流れ	9
事例で学ぶ 気づき・対応 のポイン 事例1 悪質住宅リフォーム	ŀ

リフォーム工事の契約を 後悔する相談があり…	10
事例2 サクラサイト商法 ずっとスマートフォンでメールをしている…	11
事例3 詐欺的な金融商品 郵便物の中に見慣れない会社の パンフレットがあり…	12
事例4 オンラインゲーム 高額なクレジットカードの請求書が届いて…	13
●事例5 マルチ商法 思いつめた様子で相談窓口に来られて…	14
事例6 不当請求 スマートフォンを手にパニックを起こして…	15
●事例7 通信販売 見慣れない商品が部屋にたくさんあって…	16
事例8 名義貸し	

スマートフォンの料金未納の請求書が届いて… 17

トラブルの解決法と見守り方	
被害にあっても諦めないで! トラブルの解決方法と消費者契約のルール	18
「支援が必要だな」と思ったら… 活用できる制度があります	20
こんなとき、どうする? 障害者を見守る方々からよくあるQ&A	21
消費者行政センターに相談する前に 被害状況確認チェックリスト	23
川崎市消費者行政センターに	24

お気軽にご相談ください

音声コードについて

このパンフレットの紙面には、

録されている情報を音声に変換することができ、視 力の弱い方や視覚障害のある方に対する情報提供が 可能になります。

られています。また、身体・精神障害者における高齢化が全 務によって生活が破綻しそうになるなど、深刻な相談も寄せ 在は全国的に高止まりの傾向にあります。 が増えることが懸念されます。 センターにも同様の相談が寄せられており、 人口比に対して著しく進んでいることから、今後さらに被害 障害のある方の消費者トラブルの相談は年々増え続け、現 川崎市消費者行政 なかには多重債

ます。実際に、障害のある方に関する相談は、6割以上が契 約当事者からではなく、 しない」「だまされたことに気づきにくい」などの傾向があ 障害のある方の消費者トラブルには「被害にあっても相談 相談まで結びつかず、被害が拡大するおそれがあり 周囲の方からの相談です。

見して被害拡大を防ぐためには、障害のある方の身近にいる 障害のある方に対する被害を未然に防ぐ、あるいは早期発

携して、迅速に対応することが必要です。

人の見守りが欠かせません。家庭や地域、

ければ幸いです。

事例、気づき・対応のポイント、











障害者の消費者ト

ルの特徴

家庭や地域、 関係機関など障害のある方の身近にいる人は

気づき被害を防止できるよう、

障害のある方の特徴を把握しておくことが大切です

消費者トラブ

Ĵ١

の兆候になるべく早く

障害のある方に共通した特徴

被害にあっても 相談しない

被害にあっても自分で抱え込んで しまい、誰にも相談しない場合があ ります。なかには、「被害にあった ことを知られると恥ずかしい」「家 族から怒られるかもしれない」など の思いから、被害を認めなかったり、 被害の事実を隠してしまったりする こともあります。

近隣や地域から 孤立している

障害のある方の場合、近隣や地 域から孤立しがちな傾向にあります。 特に、家族が身近にいない場合は被 害そのものが顕在化しにくく、発見 までに時間を要することがあります。

被害の早期発見・早期対応には、 障害のある方が孤立しないよう周囲 が見守ることが大切です。

被害を適切に 訴えられない

障害のある方のなかには、自分の 思いを的確に他人に伝えることが難 しい人もいます。被害に関する内容 を訴えていなくても、被害にあった ことを自覚し、何らかのサインを出 していることもあるため、いつもと 違う変化に周囲が気づいてあげるこ とが大切です。

だまされたことに 気づきにくい

悪質業者はやさしい言葉や親切な 態度で近づいてきます。障害のある 方、特に判断能力が不十分な方の場 合、言われるがまま人を信用し、自 分がだまされているとは思わないこ とも多くあります。

し、変化に気づくことが大切で人にいつもと違う様子がないか できる。 が大切です。境で信頼関係を築きながら話すことりである。 めに

0変化に気づく

晋

視覚障害のある方の特徴

知的障害のある方の特徴

社会経験の乏しさから、人をあまり疑いません。

自分に関わる人はいい人だと思い、悪質業者のや

さしい言葉をそのまま受け取り、言うことを聞い

また、とっさの状況判断が苦手で、相手にはっ

きり断ることができません。悪質業者に命令口調

で言われると逆らえず、契約してしまうこともあ

精神障害のある方の特徴

精神障害にはさまざまな疾患がありますが、例

えば統合失調症の方の場合は対人関係が苦手で、

知らない人に一方的に話されるような状況に直面

するとうまく反応できず、はっきり断ることがで

被害にあった場合、困りごとがあることは本人

も自覚していますが、被害者である自覚はないこ

てしまいがちです。

きなくなります。

とがあります。

ります。

全盲の方の場合、失明の時期や障害の度合いに より程度は異なりますが、判断に必要な情報を視 覚で確認できないため、曖昧な説明だけを聞いて 契約してしまうことがあります。

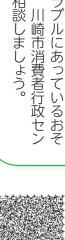
弱視の方の場合は、見える情報のみに固執して しまいがちです。その見え方には個人差がありま すが、見える情報のみを信頼し、思い込みで判断 をしてしまうこともあります。

聴覚障害のある方の特徴

手話のできる人との人間関係が中心になるため、 あまり知らない人であっても、手話のできる人は 良い人だと信じてしまう傾向があります。

特に同じ障害のある方との仲間意識は非常に強 く、その信頼関係を悪用して勧誘してくる悪質業 者もいます。





況を聞きましょう。均変化に気づいたら、

指導的な言葉やら、声をかけて状

ターなどに相談しましょう。れがあれば、川崎市消費者にがあれば、川崎市消費者に

段関係機関につなぐ

2声をかける





大切なのは

周

見守り

行

つ

7

しし

ます

なさん

が

取

組み

の

て行

つ

7

い

る

消費者トラブ

害の

ある方が

地域で安心

7

暮らす

とが

できるよう

川崎

市では

さまざ

ま

な機関や団体が支援を

の未然防止や早期発見

向け

た

見守

り

活動

12

つ

い

てご紹

ます

副施設長の近松さん





店舗外観

おかし工房しいの実

中原区にあるクッキーやシフォンケーキなどを製造・販売する洋菓子店 「しいの実」。同店は社会福祉法人しいの実会が運営する指定障害福祉サー

ビス事業所(生活介護・就労継続支援B型)で、和菓子製造部門「ゆいまーる」(地域活動支援センター)とあわせて約40名の障害者が働いています。

それぞれが個性に応じてできる仕事を日々楽しくやっていますが、ときには人間関係のトラブルも起きます。なかなか自分から相談に来られない人もいるので、少し様子がおかしいかなと思ったら状況に応じて声をかけるよう心がけています。また、利用者の家族やグループホームのスタッフと情報を共有するために「連絡ノート」をつくっています。少しでも気になったことがあればそこに記入して報告しあい、協力して利用者を見守っています。

百合丘障害者センター

百合丘障害者センターは北部リハビリテーションセンターの一角にあり、障害の種別に関わらず、地域の障害のある方の暮らしを幅広く支援しています。

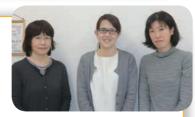
障害のある方と定期的に面談をしたり、生活の場に訪問したりする機会も多く、そのなかで 消費者トラブルに気づくことがあります。障害特性上、だまされていることに気づけない人も いるので、そんなときは頭ごなしにやめさせるのではなく、寄り添って一緒に確認します。ま た、同じ手口に繰り返しだまされてしまう危険があるときは、家族や身近な支援者と一緒に多 面的に支えていくよう心がけています。消費者トラブルを防ぐためには、障害のある方と日ご ろから何でも話してもらえる関係性を築いておくことが何よりも大切だと考えています。



保健師の渥美さん(前 列左)、菅野さん(同 右)、社会福祉士の大 山さん(後列左)、臨 床心理士の松井さん (同右)

たかつ基幹相談支援センター

障害者相談支援センターは、障害種別や年齢、障害者手帳の有無に関わらず、地域の障害のある方やそのご家族、地域の方からの相談をお受けする窓口です。暮らしや健康、仕事に関することなど、どんな内容でもかまいません。お困りのことについて一緒に考え、その場ですぐに解決できないことも継続的に相談にのります。消費生活



相談支援専門員の粟野さん(左)、山崎さん(中央)、島津さん(右)

に関することでは、過去に、携帯電話料金の滞納トラブルや、リフォームに関するトラブルの相談がありました。 相談される方は、みなさん障害の程度も家庭環境も違います。それぞれの個性を尊重し、できることは本人に任せつつ、その方にとって必要なサポートを見極めるなど、一人ひとりに寄り添った支援をしていくよう心がけています。また私たちだけでなく、ご家族やヘルパー、身近な方など周囲の人にも声をかけ、必要な場合は消費者行政センター等につなぐなど、みんなで見守る体制づくりが大切だと考えています。

川崎市立田島支援学校(高等部)

田島支援学校は肢体教育部門と知的教育部門を併設した特別支援学校で、高等部には約130人の生徒が通っています。 学校では、授業でお金について学びます。携帯電話やスマートフォンを持っている生徒が多くなり、架空請求やネットで知り合った人とのトラブルが稀にあり、専門の方を招いての金融講座を授業で実施しました。ネットやスマートフォンについては、生徒のほうが詳しく、対応に苦慮する場面もあったため、新たに教職員を対象にしたネットやスマートフォンの研修

> を開始しました。知識を得ることで、生徒により具体的な注意や対応策を教えられるようになりました。 生徒のなかには自分の気持ちをうまく話せない生徒や、より多くの支援が必要な生徒もいます。そん な生徒が悩みを抱えていることに気づくためには、日常のコミュニケーションが肝心です。普段の様子 を知っていれば、休み時間の様子や生徒とのちょっとした雑談のなかで、「あれ? いつもとちょっと 違うな」と気づくことができます。



川崎市社会福祉協議会 川崎市あんしんセンター

あんしんセンターは、障害のある方や認知症などで判断能力が低下している高齢 者の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるように支援しています。

「日常生活自立支援事業」では、福祉サービスの契約や金銭管理に不安がある方に対し、福祉サービス利用の援助や、日常的な金銭管理サービスを提供。また判断能力が不十分な場合には、「成年後見制度」の利用に関する相談も受けています。

生活費の出金などお金の流れから悪質商法の被害にあいそうになっていることに 気づき、未然に防げる場合もあります。必要に応じて消費者行政センターや警察と も連携し、障害のある方が安心して消費生活を送れるように見守っていきます。

川崎市あんしんセンターについては、20ページもご参照ください。

川崎市聴覚障害者情報文化センター

聴覚障害者に必要な情報を、手話や文字など さまざまな形で提供するのが川崎市聴覚障害者 情報文化センターの役割です。中でも最も利用 が多いのが手話通訳者・要約筆記者の派遣で、 年間 3,000 件以上にのぼります。

聴覚障害者は生活に必要な情報を得るのが困難です。契約するとき、それが信用できるのか判断するための情報を得られないのです。私たちは当センターの利用者に、よく「契約する前に相談してね」と伝えています。契約前に相談



コミュニティワーカーの大西さん (左)、難聴者相談員の亀谷さん(右)

があれば、それが本当に必要なのか、安全なのかを一緒に考えられるからです。 もしトラブルにあってしまったときは専門機関につなぎますが、そこで終わりで

はありません。相談窓口でも必ず手話通訳者が必要になるため、私たちも同行し、 解決まで寄り添って支援していきます。

川崎市視覚障害者情報文化センター

視覚障害者情報文化センターは、視覚に障害のある方や、通常の印刷文字による読書が困難な方のための情報基地です。点字や音声で読める本の貸し出しや生活訓練、また視覚障害者の生活に役立つ物品の販売もしています。

当センターには、行政手続きに関することからパソコン操作に関わることまで、ありとあらゆる相談が寄せられます。視覚障害者は広告や書類などを読むのが困難なため、契約には比較的慎重です。それでも、例えば家電製品選び一つとっても、店員の説明が足りず、自分では使



鳥居さん(左)と歩行訓練士の中村さ

用できない製品を購入してしまうなどのトラブルが起きます。私たちはそうした相談一つひとつに真摯に向き合い、必要な手助けをしたり、他の専門機関へ橋渡しをしたりしています。

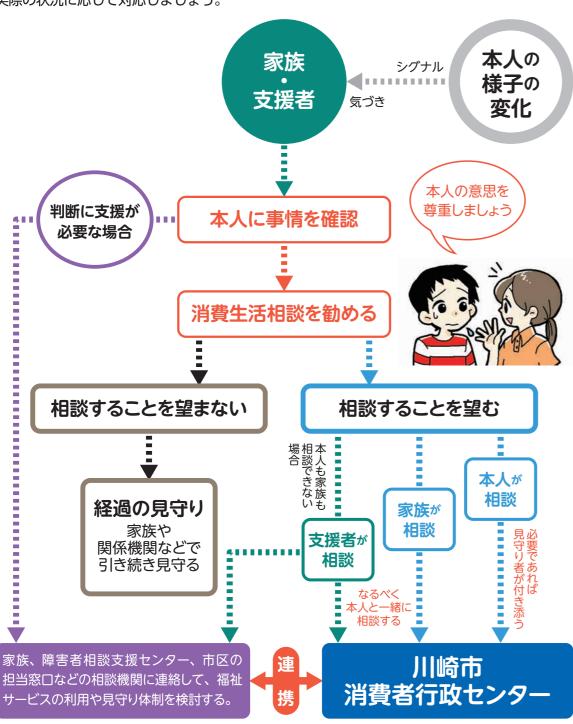




6

障害者の様子の変化に気づいたら

消費者トラブルの兆候に気づいた場合の対応例は、以下のようになります。これを参考に、 実際の状況に応じて対応しましょう。



日ごろから障害者と交流をはかりましょう



家族・支援者が本人の様子の変化に周囲が気づくためには、その人の様子を継続的に見守る必要があります。 また、本人に事実を話してもらうためには、「この人には安心して本当のことが話せる」と思ってもらえる信頼関係が欠かせません。そのため、日ごろから障害のある方と交流をはかっておくことが大切です。

気づきのチェックポイント

障害のある方の身の回りに次のような変化が見られたら、消費者トラブルに巻き込まれているおそれがあります。

荷物·郵便物

様子の変化に気づいたら

対応

- 」 開けていない段ボール箱があ る
- □ 宅配便や郵便物がよく届く
- □ 高額な請求書が届いている

電話

- 電話におびえたり、慌てたり する
- □ ひんぱんに電話がかかってくる
- □ 電話を切れなくて困っている
- □ スマートフォンを見てそわそ わしたり、慌てたりする

経済状況

- □ お金に困っている様子が見られる
- □ 急に節約やアルバイトを始めた
- □ 羽振りのいい話が多くなった
- □ 日用品を買いに行く機会が減った



来客・対人関係

- 恋人など親しい人ができ隠し事が増えた
- 見知らぬ人に話しかけられていた
- 見慣れない車がよく止まっている

外 出

- 外出から帰ると、様子がおか しい
- 業態不明の店や会場に出入りしている
- □ ひんぱんに金融機関に通っている

その他

- 見慣れない商品や同じような 商品がある
- ◎ 修理やリフォームをひんぱん に行っている
- □ 投資や霊感・祈祷などに関心 を持ち始めた
- □ 特定の話題に急に詳しくなった

チェックの数が多いと、消費者トラブル にあっている可能性があります。 早めに本人に声をかけてみましょう。









僕が払うから」という言葉を信じてポイントを買い続けているようです。

いつか会えると信じて自分がだまされているとは思っていないNさんでし

少しおかしいと気づいてくれました。

に相談するよう勧めまし

たが、話をしているうちにNさんも、

すぐに消費者行政センタ

ました。男性に好意をもつNさんは、

いること、

突然メールが届き、「話し相手になってほしい」と言われメー

メールを送るためにはポイントの

男性とのこと。心配になって詳しく話を聞くと、

男性とはあるサイト経由で

「誰とメールしているの?」と声をかけると、出会い系サイトで知り合った

普段と違う様子が気になり、

Nさんに トフォ

(精神障害)

が

スマ

ンを手にずっとメールをしています。

休憩中はいつも仲間と話をしているNさん

どんな人なの? そうなんだ

払ってくれるってでも、彼が後から

彼が後から

今度こそ

会えるから!

こっちのサイト

XXXXXX

から連絡ください

連絡しなきゃ

お金がかかって大変なのいけないから、たったのから、

ず

何しているのの

していた。

るし

のル

知り合ったの出会い系サイ

で

0)

から4日が経っていますが、

オフできるで.

い契約だったと後悔しています。

断り切れずにその場で風呂場のリフォ した。来週から工事が始まるようですが、

風呂場を見た業者から「リフォ

弟によると、

ある日突然、

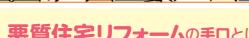
ある日、

事の契約を後悔する相談があり

わかった すぐ行 ある談が だけ







• 「無料点検」などと言って家に上がり込み、不安をあ おる説明でリフォーム契約や商品購入を迫ります。







悪質住宅リフォームの手口とは

- ●一度契約を結ぶと、次々と別の商品やサービスの契約 をさせる「次々販売」の危険性もあります。







住むマンションをたずねて話を聞きました。 て業者が訪れたとのこと。判断力が少し不足している弟は、マンショ いう連絡が来ました。思いつめた様子だったため、 ンの関係者だと思って業者を部屋に入れてしまったようです。 一人暮らしをしている弟(身体障害) 「風呂場の排水管の点検をする」 契約書を確認すると、 ムした方がいい」と勧められ、 ム工事を契約してしまいま 弟は、やっぱり必要のな から相談があると 私はすぐに弟が すでに契約 と<u>|||</u>っ そし 気づきのポイント 何でも話せる信頼関係をつくってお

- 被害に気づいていても、相談に抵抗 がある場合もあります。日ごろから くことが大切です。
- 工事の契約書や領収証、業者の名刺 などを見つけたら、それとなく知ら ない業者の訪問がなかったかを聞い てみましょう。本人に被害者意識が なくても、周囲の声かけにより被害 に気づくことがあります。

対応方法

- 訪問販売で工事契約をした場合、業者に は契約書面の交付義務があり、契約書面 を受け取った日から8日以内であれば、 工事が始まっていたとしてもクーリン グ・オフが可能です(P18参照)。
- 被害に気づき、本人が契約を後悔して いたら、早急に消費者行政センターに 相談するよう勧めましょう。クーリン グ・オフ期間を過ぎていても解約でき ることがあるので、諦めないよう伝え てください(P18参照)。
- ●一度被害にあうと同様の被害にあう 可能性が高いため、引き続き見守り を行いましょう。

気づきのポイント

彼の「会いたい」「ポイント代は後で

<mark>購入が必要</mark>なことを教えてくれ

ル交換をして

- ずっとメールをしていたり、お金に 困っていたりなど、いつもと違う様 子を見かけたら、さりげなく声をか けて話を聞いてみましょう。
- 何かを考え込んでいたり、悩んでい たりする様子が見受けられるとき は、トラブルに巻き込まれているお それがあります。

- 業者は簡単に返金してくれません が、解決できる場合もあります。被 害に気づいたら、諦めずになるべく 早めに消費者行政センターに相談す るよう勧めましょう。
- 相手とやり取りしたメールやお金を 支払った記録などが 残っていたら、でき るだけデータを保存 するよう伝えてくだ

さい。





サクラサイト商法の手口とは

いるのでは

それって だまされて

0

地域活動支援センター職員 B さんの場合

へえ

会えなくて なかなか

人なんだんなんだ

- ■異性や芸能人、弁護士、占い師などになりすましてサイト に誘導し、メール交換等の有料サービスを利用させます。
- ■言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、「会いたい」と思 う恋愛感情などを利用して誘導します。



高

なか

1

請

水書が

オンライ

これは何の料金でしょうか?すみません、

スマホでゲ_ー

ムしてる?

クレジットカード

... | |

xxxxxxxx

入金する

どう

して?

なんで?

xxxxx

xxxxx

:::

債を購入する意思がないことを確認した私は、その必要はないのではない

私は早急に消費者行政センターに相談するようAさんに

すぐに事業所に状況を報告しました。

Aさんは購入しなければいけないかと不安がっていましたが、

かと伝えました。

勧めるとともに、

者が話す内容を理解できずにいたAさんが曖昧に返事をしていたところ、

「必ずもうかる」と一方的に業

気づきのポイント

確認するようにしましょう。

声をかけてみましょう。

対応方法

ょう。

う。

視覚障害者の場合、契約内容等の情

報を確認することが困難です。当事

者が知らない事業者からの郵便物が

届いていたら、本人と一緒に内容を

投資関係のパンフレットが届いてい

たり、お金を節約するようになった りした場合には、困りごとはないか

●まだお金を支払っていない場合、絶

対にお金を支払わないよう伝えまし

すでにお金を払ってしまっていて

も、解決できる場合もあります。被

害に気づいたら、早急に消費者行政

センターへ相談するよう勧めましょ

過去に投資被害にあった人に被害回

復の話を持ちかけて、手数料等をだ

ましとる手口もあります。過去に被

害にあった経験がある方の場合は、

特に注意して見守りましょう。

数日前にG社から電話

があったことをAさんは思い出しました。

私が詳しくパンフレットの内容を伝えたところ、

Aさんは身に覚えがないと言います。

ずねると、

順購入の案内がありました。

視覚障害があるAさん宅へうかがい郵便物を一緒に確認していると、

Aさんに「社債を購入するんですか?」

とた 社

今回、資料と申込書が届いたようです。

家族の W さんの場合

もやってるよ

力されている・

知らなし

オンラインゲームのトラブルとは

「無料」とうたっていても、すべてが無料で利用できると

は限りません。ゲームを有利にするアイテムは有料となっ

ゲーム内のアイテムが次々と欲しくなり、クレジットカー

ドを使ってしまっている場合もあります。

ジ

ッ

ト番号が

イテムの課金

料

です

クレラットカ

見せて!













ホームヘルパー S さんの場合



詐欺的な金融商品のトラブルとは

パンフレットを送りつけたり、複数の業者が電話で勧 誘したりして、消費者が得をするかのように信じ込ま せ、実体がわからない会社の金融関連商品(未公開株 や社債、投資商品、介護施設の利用権など)を買わせ る詐欺的な金融商品のトラブルです。





いと発見が遅れます。毎月必ず利用 明細を確認するようにしましょう。

気づきのポイント

ネットに夢中になっている様子が見 られたら、トラブルにあっていない か注意しましょう。

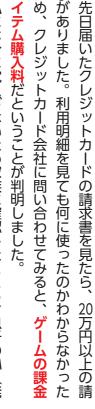
オンラインゲームのトラブルは、カ

ードの利用明細を毎月確認していな

対応方法

- クレジットカードの管理には十分注 意しましょう。子どもが勝手に使わ ないよう管理することが大切です。
- スマートフォンやパソコンのID に、クレジットカード情報を登録し たままにしないようにしましょう。
- スマートフォンには、アプリ内課金 を無効や制限する設定(ペアレンタ ルコントロールやパスワード設定な ど)があります。ネット利用の管理 が難しい場合には、 そうした設定をあら かじめしておきまし

ょう。



ため、 求がありました。 私には身に覚えがないため家族に確認したところ、 イテム購入料だということが判明しました。 クレジットカード会社に問い合わせてみると、 息子のM

達障害) がスマー トフォンで、 親のカードを無断で使ってオンライ 発

何も話そうとはしてくれません。 ンゲー ただ、 ド番号を入力するとお金を使ったことになるという認識がなく、 ムをしていたことがわかりました。 本人に詳しく話を聞こうと思っても、 諦めて料金を支払うしかないので 彼にはクレジット





ていることがあります。

乱してしまったようです。不当請求の手口だと思ったため、

くてもいいのではないかと私が伝えると、

Hさんは安心したようです。

お金を払わな

混

気づきのポイント

れているかもしれません。

対応方法

携帯電話やスマートフォンを使って

いて急にパニックになっているとき

は、何かしらのトラブルに巻き込ま

私は、こちらから業者に絶対連絡しないようHさんに話すとともに、

すぐに消費者行政センターに相談するよう伝

85000円を2日以内にお支払いください」と表示されていました。

何かをタップしたら突然この画面が出てきたらしく、

トフォンを見せてくれました。そこには「<mark>ご入会ありがとうございます</mark>

私が「何か困ったことがあったの?」と声をかけると、持っていたスマ

フォンを手にパニックを起こしていました。

グル

/ープホ・

ムに入所しているHさん

(精神障害)

がある日、

スマ

画サイトに入り、

体的な対処方法については、

思

オ

ックを起こ

お金払わなきいどうしたらいい

Þ 41

ダ

!?

困さま て







- 「誰でも簡単に高収入が得られる」と言って勧誘し、 販売組織に加入させて商品などを購入させ、新たな会
- ●誰かを勧誘しないと手数料が入らないため、無理な勧









- 員を勧誘すれば手数料が得られるという商法です。









マルチ商法の手口とは

- 誘で友達をなくしたり、借金を抱えたりします。



ことです。しかし、Fさんは思うように友達を誘えないためもうからないの 金はクレジットカードのキャッシング機能を使って借入れをして払ったとの 友人を信用し、 買ってしまったが、 障害があるFさんが思いつめた様子で、 と相談室に来ました。「同じ聴覚障害がある友人から高額なサプリメントを ゆっくり購入の経緯を聞いていくと、 私はFさんの同意を得てすぐに消費者行政センターに連絡しました。 私は聴覚障害者情報文化センタ 借入れを返せなくなり、 ほかの人を誘って会員を増やせばもうかるから」と言われ、 会員登録と商品を購入する契約をしてしまったそうです。 どうしたらいいのかわからない」と言います。 悩んだ末に相談に来たということでした。 の相談員をしています。 「困っていることがあるのですが…」 「サプリメントなどを買って会員に を手にパ ある日、聴覚 その時は

気づきのポイント

声をかけて話を聞きましょう。

●マルチ商法(連鎖販売取引)は、同じ障害

がある方同士の仲間意識を巧みに利用し

て勧誘されることが多いようです。いつ

もと違う様子に気づいたら、さりげなく

被害に気づいても、勧誘した仲間を気

づかって相談に抵抗がある場合もあり

ます。周囲の人が日ごろから何でも話

せる信頼関係をつくっておくことが、

●マルチ商法の場合、契約書面を受け取っ

た日から20日以内であれば、クーリン

グ・オフができます。また、期間を過ぎ

ていても商品の返品ができることがあり

ます。諦めずに、トラブルに気づいたら

消費者行政センターにすぐに相談するよ

●借金の返済に困っていた場合、債務整

理などの検討が必要となるケースもあ

ります。1日でも早く消費者行政セン

ターに相談するよう勧めましょう。

う勧めてください(P18参照)。

その後の解決を迅速にします。

対応方法

どうしよう 何これ



グループホーム職員 I さんの場合





●「何か困ったことが起きました か?」とさりげなく聞いてみましょ

契約が成立しているのかどうか不安

なときや請求されている内容に納得 できないときは、業者に連絡した り、お金を支払ったりせずに、まず は消費者行政センターに相談するよ

う勧めましょう。 ●慌てて業者へ連絡を取ると、相手 に個人情報を知らせることになり

ます。「退会はこち ら」などのボタンが あっても、決して押 さないよう伝えてく ださい。

不当請求の手口とは

- ●インターネットサイトの閲覧中、何かしらの項目をタップ しただけで、いきなり「登録完了」「入会完了」などと表 示され、料金を請求されます。
- ●迷惑メールに記載された URL からアクセスさせる手口も あります。

う。

私はすぐに名義貸しだと気づきましたが、

Dさんにはスマ

トフォンの料金を自分が

けない

という意識はありません。

どうしたらい

Ľ١

でし

ようか。

オ

料金未納

請求書が届いてい

るよ

買ゕ新ホ

っし

った覚えはあるの。

は助き君

ずねると、

んの意思を確認したうえで、

ーに相談するよう勧めました。

たとのこと。

さらに、

「たくさんありますね。これ、

と言いました。ほかの商品についても聞くと、

カタログやテレビ通販でも購入し

Wさんはネットで買った

精神障害者の方のなかには、支払い

でしまうケースがあります。

能力の有無を考慮できずに申し込ん

通販の取引条件を確認できず、「定期

購入 になっている場合もあります。

未開封や未使用の商品がたくさんあ

ったりしたら、「必要な商品です

ひんぱんに宅配便が届いていたり、

か?」と声をかけてみましょう。

通信販売はクーリング・オフが適用

されませんが、未使用であれば一定

の期間返品を認めている事業者もあ

ります。諦めずに早急に消費者行政

センターに相談するよう伝えてくだ

●日常の金銭管理に不安がある場合

は、日常生活自立支援事業や成年

後見制度の利用を検討しましょう

対応方法

さい(P18参照)。

(P20参照)。

包みがたくさん置かれています。

化粧品が置いてありました。

支援員が

「すてきな化粧品ですね」と声をかけると、

しているみたいで心配だ」という連絡が入りました。

Wさんを担当している支援員が一人暮らしのWさんの家をたずねると、

ほかにも、

まだ開封されていない宅配

便の箱や 見慣れ

送り主を見ると、通信販売会社のようでした。

ある日、

W さん

(精神障害) を知る友人から、

一最近、

Wさんが買い物ばかり













通信販売のトラブルとは

カタログやチラシ、ネットやテレビなどによる通信販 売は、クーリング・オフによる無条件での契約解除が できません。事業者が「返品不可」や「返品条件の特約」 を設けている場合、その内容に従う必要があります。







気づきのポイント

- 請求書や督促状が届いたり、公共料 金や必要なお金の支払いが滞ったり した場合は、金銭トラブルに巻き込 まれているおそれがあります。
- 社会経験に乏しく、社会との接点があ る知的障害者は被害にあいやすいた め、日ごろから生活や行動の変化など にも注意しつつ見守りましょう。
- ●他人に頼まれて契約することは絶対 にしないよう伝えてください。
- 被害の拡大を防ぐため、早急に携帯電話 会社に解約の連絡をす

ある日、 Dさん (知的障害) 宛に請求書が届きました。 Dさんは身に覚えがないらし

何 これ!?

入っていました。 開封してみると、 スマー トフォンの料金50万円が未納になっているという請求書が

ことを打ち明けてくれました。 られて携帯ショップ2軒に行き、それぞれ2台ずつのスマ わりに自分の名前でスマ トフォン本体と契約書を男性に渡し、 驚く口さんに、 作業所の帰りに 新しくスマー ました。**お金がもらえる**ならと思い話を聞いたところ、男性の**代「いいおこづかい稼ぎがある**」と見知らぬ男性に声をかけられた トフォンを契約するというものでした。 トフォンを買った覚えがあるかをたずねたところ、 おこづかいを2万円もらったそうです。 トフォンの契約をし、スマ Dさんは男性に連れ 数か

対応方法

携帯電話の名義貸しは、携帯電話不正利用防 止法により犯罪行為となることがあります。

> るよう勧めましょう。 ●返済金が高額で返済が 困難な場合は、法テラ スへの相談を勧めまし よう(裏表紙参照)。

とすぐに欲しくなって買ってしまうことを打ち明けてくれました。支援員はWさ **Wさんは「使わないかも…」と言い、ネットやカタログの広告を見る** 全部使うんですか?」とた の請求 つのおかげで 2 万 汽 尺 人 気づきのポイント

書

が



グループホーム職員 U さんの場合

未納

あ携は人ど街まう げ帯なのでん たと買った と

た

だってい

なるよ

! 稼ぎ

だ簡ねよ単な



名義貸しのトラブルとは

- 「名義を貸して」「代わりに買って」ともちかけます。
- ●他人の代わりに自分の名前で借金や商品購入をしてしまう と、その借金や返済を背負わされることになります。また、 犯罪に巻き込まれることもあります。

トラブルの 解決方法と消費者契約のル

グ・オフ 見 できた場合には があ ります

「特定商取引法」で定めて 訪問販売や電話勧誘など ビスには適用されないも 法律で定められた期 乗用車や使用してし など、 に問い合わせ 詳しくは消費 一部の商品 た

食品等) だし、 ても、 でいったん契約してしまっ のもあります。 まった消耗品(化粧品や健康 を解除できる制度です。 間内であれば無条件で契約 者行政センター いるクーリング・オフ制度と

→ マスクライドナッチャンコント HD 88

グーリング・オフが可能な主な取引と期間				
取引内容	適用対象	期間		
訪問販売	自宅などへの訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス、催眠商法を含む)による商品やサービスの契約	8 日間		
電話勧誘販売	電話勧誘による商品やサービスの契約	8 日間		
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコ ン教室、結婚相手紹介の継続的サービス契約	8 日間		
訪問購入	自宅などの場所で、貴金属などの物品を事業者 が消費者から買い取る契約	8 日間		
連鎖販売取引	マルチ商法(商品を購入して会員となり、自分の下に会員を勧誘して増やしていく商法)による契約	20 日間		
業務提供誘引販売取引	内職商法(仕事の提供やあっせんを誘い文句に、 仕事に必要な商品やサービスを販売する商法)、 モニター商法による契約	20 日間		

②「契約を解除する」旨を記します。 3はがきは、 載内容は下記

合は、クレジット会は 知します。クレジット会社「契約を解除する」旨を通 を求めます。 へ支払い済みの金額の返金 クレジット会社に

オフ

保管します。 両面のコピー 社にも を

○○市○○町○○番地 ○○信販株式会社 代表者 様 通知書 契約年月日 〇〇年〇月〇日 (ブランド名も) 0000円 販売会社名 ○○株式会社 ○○営業所 上記契約は解除します。 なお、支払い済みの○○円を返金し 商品は販売会社がお引き取りください

氏名〇〇〇〇

例 ク レジット会社への通知例



の残る書面)で行います(記留や特定記録郵便など証拠 「通知例」 参 ○○市○○町○○番地 ○○株式会社 代表者 様 通知書

契約年月日 〇〇年〇月〇日 契約金額 ○○○○円 販売会社名 ○○株式会社 ○○営業所 担当者○○○○

上記契約は解除します。 なお、支払い済みの○○円を返金し、 商品をお引き取りください。

平成○年○月○日 ○○市○○町○○番地 氏名○○○○



参照)に、はがき を照りに、はがき

、はがき(簡易書に期間内(上の表

例

参照)

クーリング・オフの方法

不適切な行為とは

よって、

消費者が誤認・困惑を

事業者の不適切な勧誘行為に

無料ですり

つた場合

適切な勧

誘

して結んだ契約については、「消

を問わず契約の取り消しが主張 費者契約法」により、販売方法

過量になることを販売業者が知りながら重ねて販売行

れる量より著しく多いときや、過去の購入の累積から

とができます。例えば、

1回の販売量が通常必要とさ

合、「特定商取引法」の制度である「過量販売解除権」

い量の商品等を購入する契約をさせられてしまった場

訪問販売により、

日常生活ではとうてい必要ではな

口

により、契約締結後1年間は契約の解除を主張するこ

為をしたときに、解除権が適用されます。

- ①不実告知:うその説明をする
- ②断定的判断:将来どうなるのかわからない財産上の利得 について「必ずもうかる」「絶対に損はしない」などと 確実であるかのように決めつけて言う
- ③不利益事実の不告知:消費者にとって利益になることだ 不利益になることをわざと言わない
- 4不退去: 「帰ってほしい」と言ったのに、帰らない
- ⑤**退去妨害**: 「帰りたい」と言ったのに、帰らせてくれな (,)
- ①、③は契約上重要な事項(商品の内容・品質・価格・支払い方法 など) について行われた場合が対象です。

契約の取り消しができる期間

誤認に気づいたとき、または困惑行為(不退去・退去妨

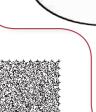
害)から脱したときから6か月*、契約してから5年以内 です。

※法律改正により2017年6月3日からは1年間になります。

合があ も 解決できる ります

どには、契約を解除できる場合があります。 業者が契約通りに約束を履行してくれない場合な は契約の取り消しの主張ができます。また、 いうときでも、詐欺や強迫によって成立した契約 「クーリング・オフ期間を過ぎてしまった」と 相手

まずは ご相談ください



消費者行政センタ-

の相談窓口にご相談ください

同じような被害を防ぐ

「もうダメかも…」

と思って諦めずに、

まずは

ことにもつながります トラブル解決だけでなく、



活用できる制度があります

場合には、 お金の管理などに支援が必要な場合や、 次のような制度の活用も検討してみましょう。 本人に被害者としての自覚がなく相談に結びつかない

日常生活自立支援事業

ださい。 崎市(各区)あんしんセンターまでご相談く どの援助を行います。利用にあたっては、 サービスの利用手続きや日常的な金銭管理な 活を送れるように支援する制度です。 判断に支援が必要な方が、自立して地域生 福祉



成年後見制度

などの法律行為等を行う制 理や身上監護に関する契約 支援が必要な方の、 た成年後見人等が、 家庭裁判所より選任され 判断に 財産管

成年後見制度の種類

制度」があります るうちに、あらかじめ後見 見制度」と、判断能力のあ 不十分な状態の場合に後見 人などを選任する「法定後 人を決めておく「任意後見 本人の判断能力がすでに

法定後見制度

任意後見制度 対 象 判断能力が 十分な人 本人の判断能力 がなくなったと きに、あらかじ め任意後見契約 で定めておいた

後見 保佐 補助 対 象 対 象 対 象 判断能力が 判断能力が 判断能力が ほとんどない人 著しく不十分な人 不十分な人 本人に代わって 家庭裁判所が認 家庭裁判所が認 めた事項につい あらゆる契約を めた事項につい 結べます。一方 て、本人に代 て、本人に代 わって契約を結 わって契約を結 的に不利益な契 んだり、取り消 約を本人が結ん べます。一方的 だ場合、契約を に不利益な契約 したりすること 人が財産管理や 取り消すことも を本人が結んだ ができます。 契約などを、本 場合、契約を取 人に代わって行 できます。 り消すこともで います。 きます。

川崎市あんしんセンターでは、成年後見制度の利用を考えられている方の相談

〒211-0053 中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター6階

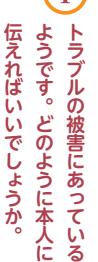
川崎市あんしんセンターのご案内

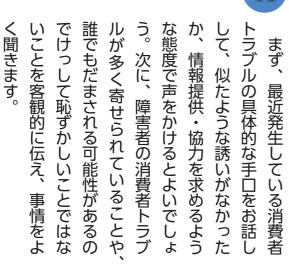
申し立て手続きなどの説明や、関係機関の情報提供を行います。

川崎市あんしんセンター(川崎市社会福祉協議会) TEL 044-739-8727 FAX 044-739-8738

こんなとき、どうする?

障害者を見守る方々からよくあるQ&A





重しながら意思を確認しましょう。 お話の際は、本人の気持ちを尊



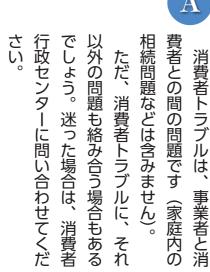
消費生活相談を勧めてよいト ラブルなのかどうか迷います。

3

個人情報の取り扱いが気にな

情報提供をしていいか戸

惑っているのですが。







要です。

談などの情報提供をすることが重

す。本人の心理やプライドに配慮

しながら了解を得て、

緊急度の高い問題だと考えられま 被害者の生活を守るために必要な





報提供に慎重になる傾向がみられ

個人情報保護法の施行後は、

ます。それはとても大事なことで

消費者トラブルの解決は



消費者行政センターに相談する前に 被害状況確認チェックリスト

障害のある方が消費者トラブルにあっていることに気づいたら、本人から被害の状況を聞き 取ったうえで、川崎市消費者行政センターに相談しましょう。ただし、解決のためには、でき るだけ本人から相談するよう勧めることが大切です。

1	契約(購入)したもの				
2	契約した日時	年 月 日() 時ごろ場所			
3	契約したきっかけ	□ 訪問販売 □ 電話勧誘 □ 通信販売(ネット・TV・カタログ) □ 店頭 □ 友人の勧誘 □ その他()		
4	契約金額	PI			
5	代金の支払い状況	□ 全額を支払い済 □ 一部のみ支払い済 □ 未払い			
6	代金の支払い方法	□ 現金 □ クレジットカード □ 銀行・郵便振込 □ その他()		
7	契約(購入)した商品は 自宅にあるか?	□ある □ない			
8	契約(購入)した商品は すでに使用したか?	□ 使用した □ 使用していない □ 両方ある			
9	業者からもらった書類を 持っているか?	□ 持っている □ 持っていない			
10	上記⑨の書類は何か?	□ 契約書 □ 見積書 □ 領収証 □ 納品書 □ その他()		
11)	業者名				
	その他、気づいたことがあれば書き留めておきましょう。				
12					

連絡先

川崎市消費者行政センター

3 044-200-3030

月~金 (9:00~16:00) 土 (10:00~16:00) ※日曜日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く

※金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付 ※土曜日は電話相談のみ受付

FAX 044-244-6099

(24 時間受信可能)



由はさまざまです。特に判断能力

が不十分な場合は、生活支援や金

守り体制を強化する必要がありま

関連機関と対策を相談しま

銭管理支援を充実させるなどの見

本人は相談を望んでいません に積極的に対応しようとしない理 過ごせません。 話することをお勧めします。 前によく話を聞き、本人の隣で電 電話するよう頼まれた場合は、 障害のある方が消費者トラブル 繰り返し被害にあって見

るのが原則です。本人に代わって 事情を一番わかっている本人がす

事前に消費者行政センターへお問

い合わせください。

だくほうが望ましいです。

まずは、

消費者行政センターへの相談は、



費者行政センターに電話をし

てほしい」と言われました。

可能ですか。

本人から「自分に代わって消

消費者行政センター 行きたいのですが、手話通訳





もう少しくわしく 悪質商法について 知りたいのですが



る場合は、 者の同行は必要ですか。 懇意にしている手話通訳者がい 一緒に相談に来ていた



消費者行政センターでは、

しています。 者トラブルの事例などを掲載した 守り新鮮情報』やホー すべき情報、各種統計などを公開 ページで相談事例や対処法、警戒 の配信を行っているほか、ホ の発行(隔月)やメールマガジン 参考になります。 情報誌『くらしの情報かわさき』 また、国民生活センターの ムページも 消費 見





川崎市消費者行政センターに お気軽にご相談ください

川崎市消費者行政センターの活動

川崎市消費者行政センターでは、商品・サービスの契約トラブルなど、 消費生活に関する相談を受け付けています。

また、問題解決のための助言やあっせん、情報提供を行っています。



困ったときの相談窓口

川崎市消費者行政センター

相談窓口

2044-200-3030

相談時間

月~金曜日 9:00~16:00/土曜日 10:00~16:00

※日曜日・祝日・年末年始 (12/29~1/3) を除く

※金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付 ※土曜日は電話相談のみ受付

さまざまな不安や困りごとの相談は、障害者相談支援センター

お住まいの地域のセンターの電話番号を記入してください

消費者ホットライン(全国統一番号)

局番なし 188 (いやや!) 自治体が運営している身近な 消費生活相談窓口をご案内し

消費生活相談窓口をご案内します。

生活の安全に関する不安や悩みの相談は ➡ 警察総合相談電話

法的なトラブルの相談は → 法テラス

#9110

20570-078-374

IP電話は☎03-6745-5600

川崎市消費者行政センター

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

A 044-200-2262 **E** 044-244-6099

ホームページも見てね! 川崎市消費者行政センター



